

福生市教育委員会会議録

令和元年第12回定例会

- 1 開催年月日 令和元年12月19日（木）
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後4時05分
- 4 場 所 福生市もくせい会館 301会議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 委 員 坂 本 和 良
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司
教育総務課長 中 島 雅 人
教育支援課長 細 谷 幸 子
学校給食課長 荻 島 正 義
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎
スポーツ推進課長 矢 ヶ 崎 冬 木
公 民 館 長 佐 藤 克 年
図 書 館 長 森 田 雅 枝
教育施策担当主幹 酒 見 裕 子
指 導 主 事 重 末 祐 介
- 8 傍 聴 人 2人

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 67 号 福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 68 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 69 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 70 号 令和元年度福生市一般会計補正予算（第 8 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 71 号 福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則について
- 日程第 8 議案第 72 号 福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の廃止について
- 日程第 9 議案第 73 号 福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の廃止について
- 日程第 10 議案第 74 号 教職員の懲戒処分について
- 日程第 11 報告第 31 号 令和 2 年度教育課程編成の基本的な考え方について
- 日程第 12 その他報告事項

午後3時00分 開会

教 育 長 ただいまから令和元年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、坂本委員が欠席でございますが、委員の過半数が出席をいたしておりますので、本定例会の定足数は満たしております。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第10、議案第74号 教職員の懲戒処分につきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第12、その他報告事項の後に審議を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、野口哲也委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長より報告いたします。

教 育 部 長 それでは、私から、学校教育を除く所管事務について御報告させていただきます。A3判の資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、資料6でございます。12月3日火曜日より令和元年度第4回の市議会本会議が開催されました。初日におきましては、渡辺教育委員が就任の御挨拶をいただいたところでございます。それから、この議会でございますが、あす20日までが会期となっております。詳細については次回1月定例会で私から報告をさせていただきます。

また、12月10日でございますが、台風19号対応の市民意見交換会ということで、この会場におきまして自主防災組織の代表者初め市民の方53人、市長、教育長、市の職員合わせまして合計で71名の方で意見交換をさせていただいたところでございます。ちなみにここに記載はございませんが、本日午前中から、その意見交換会の点を踏まえまして庁内で副市長、教育長、また市の幹部職員におきまして庁内検討会を実施したところでございます。台風の対応につきましては、今後また予算等を検討してまいります次第

でございます。

続きまして、学校給食課でございます。ごらんのとおり、防災食育センターの施設見学が入っております。なお、ここに記載はございませんが、この23日の月曜日でございますが、今のところ予定で文部科学省の上野副大臣がこちらへ視察にお見えになるということで、市長、教育長、市議会議長で対応させていただきます。

続きまして、生涯学習推進課、11月22日、一番頭のところでございます。成人式実行委員会が開かれております。この成人式につきまして、後ほど担当課長より詳細について報告をさせていただきます。また、12月1日から1月26日までは、正月の飾り物という郷土資料室の企画展示、また3日から6日間で栗原一郎氏の絵画展を実施いたしましたところ、363名の方に御来場いただいております。

続きまして、スポーツ推進課でございます。12月13日でございますが全国小学生バドミントン選手権大会東京都代表選手市長報告会ということで第一小学校5年生の山中さん、五小4年の藺田さんが市長表敬訪問にいらっしやっております。

続きまして、公民館でございます。11月23日土曜日でございます。公民館のつどい、こちら第38回ということで大変歴史のあるつどいでございますが、88人の方に御参加をいただきました。また、12月6日におきましては、「人生うたい語りのつどい」で172名の多くの方が御参加いただいております。

最後に、図書館でございます。11月27日より職場体験、第一中学校の生徒さん3名に体験をされていますが、中央図書館が隣接ということから、学校から生徒に利用の促しがされているところでございます。図書館におきましては、今月においても多くの事業を実施しておりまして、合計で899人の市民の方に参加をいただきました。

私からは、以上でございます。

教 育 長
参事兼教育指導課長

続きまして、参事より報告いたします。

私からは、学校教育に関する所管事務について5点御報告申し上げます。

1点は、平成31年度校長選考等各選考任用審査、福生市合格者についてです。2ページを御参照いただきながら説明をお聞きください。校長選考合格は中学校1名、B選考合格は、小学校1名、4級職選考合格は5名、その中でも主幹教諭は小学校2名、中学校2名、そして指導教諭は中学校1名、その次に校長任用審査適格者は小学校が2名、中学校が1

名、副校長任用審査適格者が小学校2名、そして主任教諭選考の合格者は全部で6名、そのうち小学校が2名、中学校が4名ということになります。3ページ以降は、東京都全体の選考結果について、受験者数、倍率等を記載した資料を、それぞれの選考ごとにつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

2点は、令和元年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者についてです。今年度は福生第五小学校の松下正代校長が管理職の部門で、また福生第二中学校の寺沢陽子指導教諭が教職員の部門で表彰を受けることになりました。表彰式は、令和2年2月13日木曜日、午後3時30分から、東京都庁第一庁舎5階大会議室で举行されます。

3点は、ふれあい感謝状21の表彰です。福生第二中学校吹奏楽部が部活動・クラブ活動の部門で表彰を受けます。贈呈式は、1月10日の予定でございます。

4点は、2学期の終了式及び3学期始業式についてです。2学期の終業式につきましては、令和元年12月25日水曜日、3学期の始業式は令和2年1月8日となります。ことしの冬休みは、土日を含み13日間ということになります。

最後に、5点目として行事等当面の予定についてです。中学校のスキー教室ですが、資料にある予定で各中学校において実施する予定です。いずれも2泊3日で行ってまいります。

最後に、研究報告会の予定についてです。1月22日水曜日、福生市立福生第五小学校で持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の報告となります。

私からは以上です。

教 育 長 以上、報告が終わりました。質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。先ほどスポーツの全国大会で市長表敬訪問とありましたが、このほかにも全国大会等でかなり小・中学生の活躍が目立っておりまして、後ほどまた報告をさせていただきます。

それではよろしいでしょうか。

ないようでございますので、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第67号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたしますが、日程第5、議案第69号までの案件、3件につきましては内容に関係がありますので、一括して事務局より説明を申し上げます。

なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第3、議案第67号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第4、議案第68号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第5、議案第69号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、以上3つの議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明につきましては同趣旨の内容の改正となっておりますので、一括しての説明とさせていただきます。

それでは、まず意見聴取の説明をさせていただきます。3ページをごらんください。提案理由につきましては、それぞれ3ページ、9ページ、15ページでございますが、東京都の給与改定に準じまして、三役、特定任期付職員、再任用及び管理職を含みます一般職の職員に対します期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ改正するとともに、令和元年12月期の各手当の支給割合の特例を定めた旨の一部改正について意見を求められたものでございます。

改正の趣旨につきましては、別紙資料で御説明をいたします。別紙議案67号-2資料の1ページをお願いいたたく存じます。福生市の給与は、東京都に準拠しておりますが、令和元年10月16日に発表されました東京都人事委員会の勧告内容では、公民較差が極めて小さいため、例月給の改定を見送り、特別給を0.05カ月引き上げるなどの勧告が行われたところでございます。これを受けまして、福生市では三役及び特定任期付職員の期末手当を0.05カ月分、一般職職員などの勤勉手当を0.05カ月分、それぞれ引き上げたい旨の改正でございます。

上段の表がただいま申し上げました改正内容をまとめた表でございます。この改正によりまして年間の支給月額を三役の期末手当は現行の4.6カ月から4.65カ月、一般職職員の期末勤勉手当は現行の4.6カ月から4.65カ月、再任用職員の期末勤勉手当は現行の2.4カ月から2.45カ月、特定任期付職員の期末手当は現行の3.45カ月から3.5カ月となります。また、令和元年度につきましては、6月期の支給が既にされておりますことから、引き上げ分につきましては12月の諸手当の支給割合の特例を附則制定いたしまして、1月の例月支給月に合わせて支給するものでございます。

別紙の3ページをお願いいたします。こちらは、今回の給与改定により影響額につきましてモデルケースを職種別にあらわした表になります。役職別の年収の増減額は25歳主事では1万3,127円、55歳部長では3万2,516円などとなっております、増減率は0.3から0.31%となります。

次に、各条例の改正内容の御説明でございます。まず、議案第67号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。別紙資料5ページの新旧対照表をお願いいたします。先ほど御説明いたしました改正の趣旨に沿いまして、本条例の第5条第1項で、期末手当の支給月額を「100分の172.5」を「100分の175」へ改めるものです。また、改正の附則第7項で、令和元年12月の期末手当の支給は、第5条第1項の規定にかかわらず「100分の177.5」とする旨を規定しております。

続きまして、議案第68号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、別紙資料の7ページをお願いいたします。改正の趣旨に沿いまして、本条例の第4条第3項で期末手当の支給月額を「100分の230」を「100分の232.5」へ改めるものでございます。また、改正の附則第11項で、令和元年12月の期末手当の支給は、第4条第3項の規定にかかわらず「100分の235」とする旨を規定しております。

続きまして、議案第69号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。改正の趣旨に沿いまして、本条例の第11条の5第2項中、それぞれの役職ごとに期末手当について記載のとおり支給月額を改定するものでございます。また、改正の附則第19項で令和元年12月の勤勉手当の支給は、第11条第5項の規定にかかわらず記載の支給月額とするものでございます。いずれの条例も交付の日からの施行となるものでございます。

以上で、議案第67号から69号までの意見聴取いたします提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。給与改定に基づく期末手当の支給割合の改定ということでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案1つずつ採決をいたしたいと思っております。

まず、日程第3、議案第67号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給

与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第67号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第68号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第68号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第69号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第69号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第70号、令和元年度福生市一般会計補正予算(第8号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第6、議案第70号、令和元年度福生市一般会計補正予算(第8号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取につきまして、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

資料の21ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容について御説明をいたします。当日配付いたしました議案第70号資料の3ページをお願いいたします。令和元年度福生市一般会計補正予算(第8号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,459万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260億4,629万7,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。横になっておりますが、右側上段第2表、繰越明許費でございます。後ほど歳出のところでは御説明をいたしますが、第13款災害復旧費、第1項公共施設災害復旧費の総額1億1,495万6,000円は、翌年度に繰り越して執行が可能となる繰越明許費としているところでございます。

9ページをお願いいたします。9ページの第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育総務費から14ページの第6項保健体育費、第1目スポーツ推進費につきましては、先ほど御審議いただきました期末勤勉手当の支給割合の変更に伴いまして、それぞれの科目において職員手当と共済組合負担金を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。第13款災害復旧費、第1項公共施設災害復旧費、第2目教育施設災害復旧費、説明欄1の屋外体育施設災害復旧事業4,404万9,000円は、台風19号により被災いたしました南公園及び中央公園内の屋外体育施設の復旧にかかわる管理委託料と災害復旧工事費でございます。

以上で議案第70号、令和元年度福生市一般会計補正予算（第8号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただきまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。先ほどの報酬と今回の台風の被害の補修工事が行いたいということの予算でございますが、よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第71号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則についてを議題といたしますが、日程第9、議案第73号までの案件3件につきましては、内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承ください。

なお、採決につきましては、先ほどと同じように1件ずつ採決をさせていただきます。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第7、議案第71号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則について、日程第8、議案第72号、福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の廃止について、日程第9、議案第73号、福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の廃止について、以上3つの議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明につきまして、関連がございますので、一括での説明とさせていただきます。

25ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、いわゆる会計年度任用職員に関する規則を制定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

27ページをお願いいたします。本規則でございますが、現行では嘱託職員の非常勤職員については、嘱託職員の設置及び任用に関する規則等に職種ごとに業務や任用などを規定した設置規則等を配置部署ごとにそれぞれ定めておりましたが、今後は会計年度任用職員に移行する職種につきましては、1つにまとめた規則を制定し、別表において職種ごとに業務などを整理していくことといたしまして、教育委員会所管分の会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則を改めまして、新規に制定させていただくものでございます。なお、会計年度任用職員に移行いたします職種ごとの設置規則や設置要綱、設置規程につきましては、全て廃止をさせていただくものでございます。

それでは、新規規則の内容につきましては御説明をさせていただきます。本日議場にお配りいたしました差しかえとなっております議案第71号の資料をお願いいたします。

第1条は、この規則の趣旨で、教育委員会における会計年度任用職員の設置及び任用に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第3条は、任用に関する規定を定めておりまして、第2項で選考は公募であること、第3項では公募によらない場合についての条件を定めており、第4項では再任の上限や再任となる要件を定めております。

第4条では任用の期間を、第5条では会計年度任用職員の区分や業種についてまとめておりまして、30ページから34ページまでの別表にて教育委員会所管分の職種といたしまして15の区分、業務、附帯要件を定めているところでございます。

第6条から第8条までは、報酬、費用弁償及び期末手当、勤務時間、休暇、公務災害補償の規定を定めております。

第9条は委任で、必要な事項については教育長が別に定めると規定しております。

附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものでございまして、第2項から第5項に記載があります規則は、今回この新たな規則の制定に伴いまして、それぞれ廃止となるものでございます。さらに、規則の制定に伴いまして、先ほど申し上げました議案第72号、福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱及び議案第73号、福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程は廃止とさせていただきたく、それぞれ議案を提出するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それぞれあった要綱等をまとめて、全て一本化するということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第7、議案第71号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則についてお諮りいたします。議案第71号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第72号、福生市スクールソーシャルワーカー配置要綱の廃止についてお諮りいたします。議案第72号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第73号、福生市学校給食センター栄養士パートタイマー雇用規程の廃止についてをお諮りいたします。議案第73号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、報告第31号、令和2年度教育課程編成の基本的な考え方についてを議題といたします。

指導主事より内容の説明をお願いします。

指導主事（重末） それでは、日程第11、報告第31号、令和2年度教育課程編成の基本的な考え方について御説明いたします。報告第31号資料をお願いいたします。

本資料は、令和2年度教育課程編成の基本的な考え方について概要としてまとめたものと、次ページ以降が正本でございます。また、昨年度との違いについて比較できるように、平成31年度の資料も提出しております。本日は、昨年度から変更された点について中心に説明をいたします。

令和2年度から新学習指導要領が小学校では全面実施され、中学校では最後の移行期間となります。令和2年度の基本方針については、新学習指導要領の内容を十分に踏まえるとともに、福生市教育委員会教育目標、福生市教育振興基本計画第2次に基づき、令和2年度においても学習指導要領の確実な実施による学校教育の質の向上を目指してまいります。

お手元のA3判の資料、令和2年度教育課程編成の基本的な考え方概要版をごらんください。基本方針は、左側のI、学習指導要領の確実な実施と、右側にある今日的教育課題への対応の2部構成となっております。

まずは、I、学習指導要領の確実な実施についてです。確かな学力の定着に向けて取り組むべき内容を（1）から（4）の4つの柱で構成しました。（4）をごらんください。令和2年度からは福生市総合学力・学習状況調査の実施が予定されています。教育委員会と学校の連携を密に図りながら、子どもたちの確かな学力の定着と教員の授業力改善に取り組んでまいります。

次に、2、豊かな心の育成についてです。（3）について、不登校児童・生徒数の増加傾向を踏まえて、来年度は福生市教育センターが主体となって不登校の対策に取り組みます。そのため不登校の対策、内容等については、福生市教育センターとの連携を密にすること、また子どもの実態把握については組織的な取組を充実させるように指導をします。

3番、健やかな体の育成につきましては、現在本市の子どもたちの体力は東京都の平均値を上回っています。これまでの成果を踏まえて、各学校にはこれまでの取組の内容の充実を図らせてます。

最後に、資料の右側の、今日的教育課題への対応についてです。オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを残すことや幼保小の円滑な接続

に向けた指導の推進、プログラミング的思考の育成等について盛り込みました。各項目の詳細につきましては、製本版にまとめております。なお、今年度の製本版につきましては、管理職や教務主任が教育課程編成に向けて効果的に活用できるように、各項目ごとにチェックボックスを用意しました。本資料をもとに、1月の定例校長会及び令和2年度教育課程届け出説明会にて各学校に説明をする予定です。

報告は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。ただいま説明ございましたように、今までの様式を大きく変更いたしまして、来年度の実施計画等に載ってくるようなことも具体的に入れていこうということで、教育振興基本計画、今後10年間の計画の策定に向けて進んでいるところでございますけれども、あるいは外部評価者の評価等を踏まえまして、それぞれの内容に盛り込んでおります。教育課程の運用につきまして、このような形で見やすく、わかりやすく、学校でまた活用しやすくしていくということで、大幅に工夫をして御提案申し上げているものでございます。

何か御意見等ございましたらお願いいたします。

新 藤 委 員 学校でこれを活用するというところに重点を置かれているということなので、確認をさせていただきたいと思います。不登校の児童・生徒にかかわって、福生市教育センターとの連携を密にするというのが今回書き込まれております。この教育センターとの連携といったときに、この実態はどこが主導といいますか、どこと連携を結んでいくのですか。教育センターというと漠然としていて、学校側から見ると教育センターというと、何をやっているのか見えにくいと思いますので、そのあたりの内容を確認させていただいていいでしょうか。

参事兼教育指導課長 教育センターの長が教育部参事でございます。私でございます。今年度の教員研修等を行いまして、新しく勉強させながらスクールソーシャルワーカーであるとか心理職であるとか、またそよかぜ教室の指導員であるとか、そういった職の方が待っている体制ではなくて、それぞれ連携をしながら各学校の状況を把握して、さらにそれぞれの子どもたちがどこにもつながっていないというような状況等もありますので、そういったことのないように、さらに不登校を1人でも減らしていこうということで、積極的に情報を収集して対応していこうと今検討をしているところでございます。

新藤委員 教育センターという名前をここに出した意味というのは、教育センターの組織全体の把握なのですか。

参事兼教育指導課長 そういことです。

新藤委員 それを今回、これについてはより有効に動いていくような改善を参事、センター長を中心として行われるという前提でこれが出されているということですか。

参事兼教育指導課長 そうです。

新藤委員 では、形はまた具体的に出てくるということですね。

参事兼教育指導課長 はい。

教育長 また、改めて報告いたしますけれども、令和元年度の不登校の状況はここでまだ年度途中ではございますけれども、やっぱり心配をしております。なかなか改善が進んでいかないと私たちも認識をいたしておりまして、もう少しわかりやすく言いますと、教育センター長のもとにもう少し組織的な機能を高めたいと思っております、例えば適応支援室の先生方とか教育相談の不登校を担当してくれている心理士等もおりますので、そういう4人や5人が対策チームとなって、各学校の子どもたちへのアプローチなどがどこまで進んでいて、進捗状況などから学校へのサジェスションといえますか、指導能力を高めていきたいなと思います。

今まではどちらかというと、指導主事のもとにデータが集まってきて、学校を指導するという形をとっておりますが、やはり教育センターの専門職がせっかくいるわけでございます、情報を持っているわけでございますので、その辺の機能をもう少し高めていけるように、センターを中心にやっていけないかなと思っておりますのでございまして、教育課程の届け出のところに明確に示していこうということでございます。また、名称等につきましても、また改めてということになりますけれども、いずれにしても適応支援室では、そこに登校する、通所する子どもたちの対応はできておりますが、そこへつなぐ働きというのはあまり見えてこないという課題認識のもとに、少し心理チームとあわせてそんな動きもしていこうかということで、学校と一緒にやっていくということは当たり前のことなのですが、そういう機能の強化と思っただけであればと思います。

新藤委員 わかりました。では、もう一点だけお願いします。

それをつくり上げていくときのお願いなのですが、これまでもやはり教育委員会が不登校の子どもたちにかなり力を入れる中で、29年度だったと思うのですが、適応支援室の強化ということで東京都から補助金をいただ

いた形で、3年計画でやっていたという記憶があるのですが、今年でそれが終わると思います。そのあたりのいわばこれまで取り組んできたことを、やっぱりきちっと総括しながら、やはりこの新しい枠組みというのですか組織立てをしていかないと、何か場当たりの出していくと、現場はそれで振り回されているわけですから、結局それがつながっていかない、新しい施策が次から次へと出てくるということのないような形で、私は住み分けというところに3年間の形を出してほしいと考えていたのです。

これまでの取組を振り返っていただいた上で、新たな枠組みをつくり上げていっていただければいいのかなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

教育施策担当主幹 新藤委員 ありがとうございます。モデル事業の3年間の結果ということですね。モデル事業でしたか。

教育施策担当主幹 はい。29年度、30年度、31年度の3年間ですることになっていたのですが、3年間それぞれ1年目、2年目、3年目で全部メニューを変えてやらなくてはいけないという条件がございまして、31年度、今年度に関しましては不登校児童・生徒用のタブレットと臨床心理士の派遣の2本の柱で実施しております。効果のあったものをそのまま続けてということで、メニューは若干変えて行っているのですけれども、そのタブレットに関してはまた不登校特例校ですとか、また学校でも教育相談室や保健室に登校しているお子さんたちに使わせていただいているので、そういったところをまた次年度以降も引き続き実施していければというところで予算はとっております。

教 育 長 補足しますと、東京都のモデル事業として3年間行ってきた事業ではあるのです。その当時多分ターゲットセブンというような形で、当時の統括指導主事から説明申し上げていましたが、先ほど酒見統括からあったようにICTを活用したプログラム等の実施をしてきておりまして、これについてはかなりやはり子どもたちの学習意欲や進路指導にもつながっておりまして、結果を出してきているという部分でございますので、先日の市議会でもその辺のところは、進路はどうなっているのだという質問の中で100%の子どもたちが次の進路を確保できているというところから、そういうICTを使った活用というのはかなり実りがあったと思っております。

これは先ほど申し上げた次の体制について、住み分けという話がございましたけれども、いろんな担当者が学校にも教育センターにもおりまして、この不登校の対応をしているところなのですけれども、やはりなかなか数

字としては出てこない部分、これも不登校対策の難しいところで、数字で出てくれば不登校の改善が見られるのかと、私はそうは思っていないで、それも議会で説明したところではあるのですけれども、やはり教員やその周りの不登校の子どもたちを取り巻く環境の大人の働きかけの質がどう変わっていくのか、子どもたちにこの数字は出てこないけれども、何らかの変化が見取れていないのかといったような部分を中心に、今まとめているところでございまして、そういった意味から先ほど教育センターのある意味機能を強化してというところで申し上げたわけですが、いわゆるそこにつながっていくのは、やっぱりその3年間の1つの総括した結果から、一度やはり教育センター長を中心にして、この問題に直にかかわっていくということ、そういう機能を高めることによって、その3年間の成果を引き継ぐといえますか、そう捉えて見ていただければという思いでございます。

大変大きなテーマでございまして、来年度へ向けてお話しておりますように、不登校特例校の設置もいたしますので、不登校対策についてはそういった3年間の営みといえますか、流れの中でそういったように発展をしてきているということをお理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

新藤委員 はい、ありがとうございます。

教育長 それでは、ほかにございませんか。

よろしいですか。野口委員、よろしいですか。幼保小のことをしっかりやっていきたいと思えます。

野口委員 そうですね、言い出すと切りがないのですけれども、1点だけです。

なかなか教育委員会から幼保に働きかけるといえるのは、立場上難しいところがあるかと思えますけれども、でも両方が歩み寄るいいチャンスかと思えますので、どちらが上か下かとかではなくて、双方が小学校はこうやっているのだとか、あるいは小学校側も幼保ではこういう対応をしているのだというように、お互いがうまく学び合えるような体制づくりとか雰囲気づくりを意識していただけると、どうしても名前だけが幼保小の連携が大事というのは、どこでも言っていることなので、本当に実のあることにするにはお互い敬意を持って、お互いから学べるような体制づくりをできたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

教育長 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

渡辺委員、加藤委員、よろしいですか。

それでは、こういった形で教育課程編成の基本的な考え方ということで市の考え方を各校に示すこととなります。よろしく願いいたします。

それでは、お諮りいたします。報告第31号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第31号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、令和2年福生市成人式について、生涯学習推進課長より報告願います。

生涯学習推進課長 それでは、令和2年福生市成人式について説明させていただきます。恐れ入ります、その他報告資料の53ページをごらんください。

まず、2の日時でございますが、令和2年1月13日、成人の日に挙行いたします。式典につきましては、午後1時から1時45分、その後、成人のつどいを午後3時まで行う予定でございます。式典の進行及びつどいの企画立案は、成人式実行委員会によりまして、委員会は公募による新成人10名、男性4名と女性6名となっております。

次に、5の対象者、新成人の人数でございますが、617人となっておりますが、男性322人、女性295人でございます。昨年より39人の減となっております。

次に、6の式典の内容についてでございます。主催者の挨拶といたしまして、加藤市長と川越教育長に御挨拶を頂戴したいと考えてございます。また、主催者側として教育委員の皆様には御登壇いただきたく、お願いいたします。また、式典中の演奏につきましては、今年度も福生吹奏楽団に御協力をいただいております。そのほか受付や警備体制につきましては、教育委員会内の関係各課にお願いしたところでございまして、またあわせまして福生警察署にも警備の依頼をお願いしてございます。

次に、8の成人のつどいでございますが、今年度もなつかしの給食コーナーを学校給食課の協力を得まして実施をいたします。その他、地域まなびあいボランティアから花柳千衛里先生、それから秀衛先生の御協力を得まして、着つけ直しコーナーも用意してございます。

最後になります。9の成人式のテーマでございますが、今年度は実行委員会で検討いたしまして、ひらがなの「わ」と決定してございます。これ

は和風とか対話、それから人の輪、調和などの意味を持ちまして、また令和の和、それからオリンピックの五輪の輪と、「わ」にまつわることが多いこと、歴史的にも大きな節目を迎えていることから、令和初の新成人として恥ずかしくない大人になりたいとの思いを込め、「わ」としたとしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

例年どおりであります。成人式実行委員会から、今年もすばらしいテーマをまた掲げてくれているなど思っております。この主体的な実行委員会に対して大変うれしく思うところがございますけれども、ぜひ御参加をいただき、祝福をいただければと思っております。よろしいですか。

それでは、よろしく願いいたします。ないようですので、質疑を終わります。

事務局からの報告は以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、その他報告事項の説明を終わります。

それでは、ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第10、議案第74号、教職員の懲戒処分についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。傍聴の方々含めまして関係者以外の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(非公開会議)